

## 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定について

### 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号及び平成 23 年法律第 105 号）が公布され、医療法、社会福祉法、介護保険法、障害者自立支援法、児童福祉法等が改正された。

これらの法改正により、これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた社会福祉施設等の基準については、地方公共団体が条例で定めることになった。

### 2 制定する条例

厚生労働省が定めている省令ごとに条例を定めることとし、当部所管の条例は、20 条例（うち 19 条例が、社会福祉審議会所管条例。詳細は、別紙のとおり。）

### 3 条例制定の概要

#### (1) 基準を定めるに当たっての考え方

条例で基準を定めるに当たっては、各法律に基づき、厚生労働省令で定める基準に従い、又は厚生労働省令で定める基準を標準とし、若しくは参酌して定めることとされており、その概要は、次のとおりである。

基準の区分	条例で定める基準（主なもの）
<b>従うべき基準</b> 必ず適合させなければならない基準。その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるものの、異なる内容の基準を定めることはできないもの。	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等（守秘義務等） 等に関する基準
<b>標準とする基準</b> 通常よるべき基準。合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるもの。	利用定員、施設規模に関する基準
<b>参酌すべき基準</b> その基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるもの。	構造設備、非常災害対策、運営規定、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、管理者の責務 等に関する基準

#### (2) 検討結果

厚生労働省令で定められた基準の内容について、サービス利用者の利便性の向上やサービス事業者の事業運営に与える影響の視点及び基準に係るこれまでの県への意見等を踏まえて検討した結果、次のとおりと進めることとしている。

なお、条例制定後においても、サービスの利用者及び提供者双方の視点から適切なニーズ把握に努め、必要に応じ、基準について所要の見直しを行うこととする。

## ア 独自基準を設ける条例 5 条例

次の理由から、現在の国の基準と異なる独自基準を設けることとする。

- (ア) 沿岸 12 市町村において、既に東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）（いわゆる「復興特区法」と呼ばれているもの）により、現在の国の基準に対する特例措置が講じられており、条例においても同様の内容の基準を設ける必要があると認められること。

### 【対象条例】

- ① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ③ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

### 【特例措置】

- 病院や診療所との連携が確保され入所者の健康管理等を適切に行うことができると知事が認める特別養護老人ホームや介護老人保健施設は、医師の配置を要しないこととしたり、地域の実情に応じた適当数とすることができること。
- 病院や診療所との連携が確保され訪問リハビリテーションを適切に行うことができると知事が認める場合は、訪問リハビリテーション事業所の開設主体を、病院、診療所、介護老人保健施設に限定しないこと。

- (イ) 特別養護老人ホームについて、経済動向や待機者の状況、入所希望者のニーズを踏まえ、居室定員を増員することができるようにする必要があると認められること。

### 【対象条例】

- ① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

### 【独自基準案】

ユニット型個室の整備を基本としつつも、知事が必要と認めた場合には、従来型の個室や多床室の整備についても可能とする。

※ (ア) 及び (イ) の条例数は、2 条例が重複するもの。

## イ 現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする条例 15 条例

次の理由から、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とすることとする。

- (ア) 「従うべき基準」については、従来厚生労働省令で定められていた基準を事業者にとってより厳しくすること（独自基準の設定）は可能とされているが、これまで適切に事業運営・サービス提供がなされている実態に鑑みれば、独自基準を設けることは事業者側に過大な負担を強いることとなること。
- (イ) 「標準とする基準」については、これまでの基準が適正なサービスの提供、健全な事業運営の確保といった観点から妥当かつ合理的なものであり、これまでの基準を変更する合理的な理由がないこと。
- (ウ) 「参酌すべき基準」については、サービス利用者及び提供者のニーズ等に鑑み、これま

での基準を変更する必要性が認められないこと。

#### 4 条例制定までのスケジュール

- 5月30日から6月29日まで パブリックコメントの実施  
(医療審議会及び社会福祉審議会委員各位並びに各種団体等へも意見照会を実施)
- 8月下旬まで 条例案の作成
- 9月県議会 条例案の提出

【別紙】

制定する条例について

	条例名 (案)	対象施設 (事業者)	現行の国の基準	独自 基準	所管 審議会
1	医療法施行条例	病院、診療所	医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 2 条の 2、第 6 条の 6、第 19 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 21 条の 4、第 30 条の 33	無	医療審議会
2	救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）	無	社会福祉審議会
3	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）	無	社会福祉審議会
4	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）	有	医療審議会 社会福祉審議会
5	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	有	医療審議会 社会福祉審議会
6	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）	有	医療審議会 社会福祉審議会
7	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）	有	医療審議会 社会福祉審議会
8	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）	有	医療審議会 社会福祉審議会
9	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）	無	社会福祉審議会

10	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）	無	社会福祉審議会
11	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、短期入所、共同生活介護）	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）	無	社会福祉審議会
12	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）	無	社会福祉審議会
13	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練等）	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）	無	社会福祉審議会
14	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）	無	社会福祉審議会
15	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	地域活動支援センター	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）	無	社会福祉審議会
16	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉ホーム	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）	無	社会福祉審議会
17	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）	無	社会福祉審議会
18	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）	無	社会福祉審議会
19	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）	無	社会福祉審議会

		情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、児童家庭支援センター			
20	婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準を定める条例	婦人保護施設	婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号）	無	社会福祉審議会

地域主権改革一括法の制定に伴う社会福祉施設等の基準を定める条例について（地域福祉課所管分）

1 制定条例

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例で定める基準等について

条例で定める基準	基準の区分		
	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資格要件</li> <li>・職員の専従</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨</li> <li>・基本方針</li> <li>・構造設備の一般原則</li> <li>・設備の専用</li> <li>・苦情への対応</li> <li>・非常災害対策</li> </ul>
救護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準（居室のみ）</li> <li>・職員の配置基準</li> </ul>	・施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準（居室以外）</li> <li>・居室の入所人員</li> <li>・給食</li> <li>・健康管理</li> <li>・衛生管理等</li> <li>・生活指導等</li> <li>・給付金の管理</li> </ul>
更生施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準（居室のみ）</li> <li>・職員の配置基準</li> </ul>	・施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準（居室以外）</li> <li>・生活指導等</li> <li>・作業指導等</li> </ul>
医療保護施設	該当なし	該当なし	・運営の基準等
授産施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準（作業室のみ）</li> <li>・職員の配置基準</li> <li>・工賃の支払</li> </ul>	・施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準（作業室以外）</li> <li>・自立指導等</li> </ul>
宿所提供施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準（居室のみ）</li> <li>・職員の配置基準</li> </ul>	・施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準（居室以外）</li> <li>・居室の利用世帯</li> <li>・生活相談</li> <li>・生活指導等</li> </ul>

3 県で定める独自基準について

厚生労働省令で定められた基準の内容について、サービス利用者の利便性の向上やサービス事業者の事業運営に与える影響の視点及び基準に係るこれまでの県への意見等を踏まえて検討し、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする予定であること（独自基準は、設けない。）。

## 地域主権改革一括法の制定に伴う社会福祉施設等の基準を定める 条例について（長寿社会課所管分）

### 1 制定条例

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (6) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

### 2 条例で定める基準等について

別紙のとおり。

### 3 県で定める独自基準について

#### (1) 特区法による特例措置に係る独自規定

沿岸 12 市町村においては、先に認定を受けた「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画」による特区制度により、現在の国の基準に対する特例措置が講じられているところである。

特区制度は平成 29 年 3 月 31 日まで継続されることから、条例の制定に際しては、附則において、特区制度により指定を受けた事業者に対して、平成 29 年 3 月 31 日までの間、上記条例に定める基準等（特養、老健の医師の配置基準及び訪問リハビリテーション事業所の開設主体に関する規定）を適用しない旨の規定を設ける予定であること。

【特区法による特例措置の概要】

#### ア 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの開設に関する特例措置

（※上記 1 の（2）、（3）の条例が該当）

沿岸 12 市町村においては、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、医師の指示の下、訪問リハビリテーションを適切に行うことができると知事が認めるものについて、開設主体を病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しない。

#### イ 特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設の医師の配置基準についての特例措置

（※上記 1（1）、（4）の条例が該当）

沿岸 12 市町村においては、病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと知事が認めるものについては、医師の配置基準について適用しない。

#### ウ 介護老人保健施設の医師の配置基準についての特例措置

（※上記 1 の（5）の条例が該当）

沿岸 12 市町村においては、病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うと知事が認めるものに係る医師の配置基準については、当該介護老人保健施設の実情に応じた適当数とすることができること。

#### (2) 特別養護老人ホームの居室の定員に係る独自基準

（※上記 1 の（1）、（4）の条例が該当）

特別養護老人ホームの居室の整備については、県として、国の方針と同様に高齢者の尊厳の保持と自立を尊重したケアを実施するためのユニット型個室の整備を推進する一方で、経済動向や待機者の状況、入居希望者の意向などを踏まえ、地域においてそのニーズに応じた施設整備を図ることが重要であると考えていることから、ユニット型個室の整備を基本としつつも、知事が必要と認めた場合には、従来型の個室や多床室の整備についても可能とする規定を設ける予定である。



【別紙】

条例の種類	基準の区分			備考
	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準	
特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資格要件</li> <li>◎職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> <li>・サービス提供拒否の禁止</li> <li>・利用者に対する重要事項の説明</li> <li>・入所者の入院期間中の取扱い</li> <li>・身体拘束の原則禁止</li> <li>・守秘義務</li> <li>・事故発生時の対応等に関する基準等</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の基準</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>★居室の定員</li> <li>・衛生管理に関する規定</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・苦情解決に関する規定</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・入退所に関する規定</li> <li>・健康管理の基準</li> <li>・サービス提供の記録義務 等</li> </ul>	◎附則で※1の内容を規定
指定介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> <li>・サービス提供拒否の禁止</li> <li>・同居家族に対するサービス提供の禁止</li> <li>・利用者に対する重要事項の説明</li> <li>・身体拘束の原則禁止</li> <li>・守秘義務</li> <li>・事故発生時の対応等に関する基準等</li> </ul>	利用定員(指定介護予防短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の基準</li> <li>◎構造設備の基準(事業所の開設主体)</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>・衛生管理に関する規定</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・苦情解決に関する規定</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・介護予防支援事業者との連携</li> <li>・サービス提供の記録義務 等</li> </ul>	◎附則で※1の内容を規定
指定居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> <li>・サービス提供拒否の禁止</li> <li>・同居家族に対するサービス提供の禁止</li> <li>・利用者に対する重要事項の説明</li> <li>・身体拘束の原則禁止</li> <li>・守秘義務</li> <li>・事故発生時の対応等に関する基準等</li> </ul>	利用定員(指定療養通所介護、指定短期入所生活介護、ユニット型指定短期入所生活介護)に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の基準</li> <li>◎構造設備の基準(事業所の開設主体)</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>・衛生管理に関する規定</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・苦情解決に関する規定</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・訪問介護計画等の作成</li> <li>・サービス提供の記録義務 等</li> </ul>	◎附則で※1の内容を規定
指定介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> <li>・サービス提供拒否の禁止</li> <li>・利用者に対する重要事項の説明</li> <li>・身体拘束の原則禁止</li> <li>・守秘義務</li> <li>・事故発生時の対応等に関する基準等</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の基準</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>★居室の定員</li> <li>・衛生管理に関する規定</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・苦情解決に関する規定</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・入退所に関する基準</li> <li>・健康管理の基準</li> <li>・サービス提供の記録義務 等</li> </ul>	◎附則で※1の内容を規定
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> <li>・サービス提供拒否の禁止</li> <li>・利用者に対する重要事項の説明</li> <li>・身体拘束の原則禁止</li> <li>・守秘義務</li> <li>・事故発生時の対応等に関する基準</li> <li>・医師の診療方針 等</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の基準</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>・衛生管理に関する規定</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・苦情解決に関する規定</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・入退所に関する規定</li> <li>・サービス提供の記録義務 等</li> </ul>	◎附則で※5の内容を規定
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資格要件</li> <li>・職員の専従</li> <li>・職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> <li>・身体拘束の原則禁止</li> <li>・守秘義務</li> <li>・事故発生時の対応等に関する基準</li> </ul>	施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の基準</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>・衛生管理に関する規定</li> <li>・苦情解決に関する規定</li> <li>・健康管理の基準</li> <li>・サービス提供の記録義務 等</li> </ul>	

※1◎については、特区制度により指定を受けた事業者については、特区法の適用のある平成29年3月31日までの間、本条例で定める基準は適用しない旨の規定を附則で定めるもの。

※2★については、特別養護老人ホームの居室の定員に係る独自基準であり、居室定員を、原則は一人とするが、知事が必要と認める場合には4人以下とすることができる旨の規定を設けるもの。

条例の種類	基準の区分			備考
	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準	
指定介護療養型医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> <li>・サービス提供拒否の禁止</li> <li>・利用者に対する重要事項の説明</li> <li>・診療の方針</li> <li>・守秘義務</li> <li>・事故発生時の対応等に関する基準等</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の基準</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>・衛生管理に関する規定</li> <li>・苦情解決に関する規定</li> <li>・サービス提供の記録義務</li> <li>・入退院に関する基準</li> <li>・看護及び医学的管理の下における介護の基準 等</li> </ul>	
軽費老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資格要件</li> <li>・職員の専従</li> <li>・職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> <li>・利用者に対する重要事項の説明</li> <li>・身体拘束の原則禁止</li> <li>・守秘義務</li> <li>・事故発生時の対応等に関する基準等</li> </ul>	利用定員(都市型軽費老人ホーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の基準</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>・衛生管理に関する規定</li> <li>・苦情解決に関する規定</li> <li>・施設長の責務</li> <li>・サービス提供の記録義務</li> <li>・入退所に関する基準 等</li> </ul>	

※1◎については、特区制度により指定を受けた事業者については、特区法の適用のある平成29年3月31日までの間、本条例で定める基準は適用しない旨の規定を附則で定めるもの。

※2★については、特別養護老人ホームの居室の定員に係る独自基準であり、居室定員を、原則は一人とするが、知事が必要と認める場合には4人以下とすることができる旨の規定を設けるもの。

パブリックコメント等により寄せられた意見

	意見	検討結果（県の考え方）
1	<p>【指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例】</p> <p>介護予防訪問リハビリテーション事業所は、事業を行うに当たっての事務所との位置づけであり、利用者が利用する施設ではないという理由から、復興特区の推進計画運用ガイドンスの中にある特例措置の要件である「連携医療機関は、事業所から自動車等による移送に要する時間が概ね 20 分以内の距離にあること。」の文言は撤廃するべきではないか。</p>	<p>いただいた御意見については、直接条例に関わってくる部分ではありませんが、以下のように考えています。</p> <p>御指摘いただいた運用ガイドンスの要件は、特例措置の実施に当たり、一定の基準が必要であると考え、厚生労働省から発出された通知を基に策定したものです。</p> <p>ただし、これにより難しい特殊な事情がある場合は、具体的な事業計画等の協議のうえ、柔軟に対応していきたいと考えています。</p>
2	<p>【指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例】</p> <p>介護予防訪問リハビリ実施時の病院診療所との連携は確保明記されているが、事業所開設時の場所については、病院や診療所の敷地以外となっているが、敷地以外がどこまでの範囲を示すのか明記すべき。</p>	<p>いただいた御意見については、直接条例に関わってくる部分ではありませんが、以下のように考えています。</p> <p>御指摘いただいた「敷地以外の範囲」については、「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく復興推進事業の運用ガイドンス」の中で、事業所と連携医療機関との間の距離が、利用者を自動車等で移送する際に要する時間が概ね 20 分以内であることとされています。</p>
3	<p>【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例】</p> <p>「知事が必要があると認める場合は居室の定員を 4 人以下とすることができる」の部分で、知事が必要と判断する際に、居室環境が適切か判断できる基準、利用者数に応じた介護職員数等の基準を設ける必要があると考える。</p>	<p>「知事が必要と判断する際」の判断基準（考え方）及び居室環境の判断基準については、今回の条例制定に当たって、別途整理を行っていく予定です。</p> <p>また、「利用者数に応じた介護職員数等の基準」については、現時点でも、利用者数に応じて職員を配置することとされていることから、県において独自基準を設けることはしないこととします。</p>
4	<p>【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例】</p> <p>居室の定員に係る独自基準について、必要性は理解できるが、4 人室等の多床室の補助要件との関連が不明であることから、明示するべきではないか。</p>	<p>いただいた御意見については、直接条例に関わってくる部分ではありませんが、特別養護老人ホームの整備に対する補助制度については、これまで、個室整備・多床室整備の別に関わらず、全てを補助の対象として取り扱っており、今後も継続する予定です。</p>

5	<p>【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例ほか4条例】</p> <p>県で定める独自基準について、「沿岸12市町村において、～」とあるが、国の特別区域法が定める対象地区が、岩手県は全市町村になっていることから、また、内陸に避難、もしくは転居している事業利用を必要としている高齢者の方々の支援を考えると、沿岸に限定しない県内各市町村を対象とした設置要件の緩和はできないものか。</p>	<p>いただいた御意見については、直接条例に関わってくる部分ではありませんが、以下のように考えています。</p> <p>今回の特区法においては、地域に残された限りある医療資源等を有効に活用しながら、サービス提供体制の再構築を重点的に推進する必要があるとの観点から、東日本大震災津波により被害を受けた県内全域のうち、特に未曾有の被害を被った沿岸12市町村を対象地域としたところ です。</p> <p>今後、内陸地域においても、サービス提供体制を確保することができない等の状況が発生した場合には、同様の特例措置を講ずることの必要性について検討させていただきます。</p>
6	<p>【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例】</p> <p>利用者の希望や心身状況から、長期入所者は長期入所者用居室、短期入所利用者は短期入所者用居室に限定した利用を解除するべきではないか。</p>	<p>短期入所サービスは、要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、一時的に在宅での生活に支障がある場合に利用されるものであり、その利用ニーズに応えるために長期の居室利用を制限していることから、条例において、基準省令と同様に規定するものです。</p> <p>なお、長期入所者用居室を短期入所サービスに利用することは、空床型短期入所サービスとして認められていることを、参考までに申し添えます。</p>
7	<p>【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例】</p> <p>居室の定員は地域の実情に応じて独自基準を定めることに賛成である。</p> <p>居室負担金のことを別として、ひとりであることに不安を感じ最初から相部屋を希望する入所待機者も少なくない。それに応ずることが「意志の尊重」ではないか。</p>	<p>今後、施策を進めるうえで、参考とさせていただきます。</p>

## 地域主権改革一括法の制定に伴う社会福祉施設等の基準を定める 条例について（障がい保健福祉課所管分）

### 1 制定条例

- (1) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（障がい児施設に関する部分）

### 2 条例で定める基準等について

条例の種類	基準の区分		
	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
指定障害福祉サービス事業者等（居宅介護、療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護等）	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等（守秘義務等）等に関する基準	利用定員、施設規模に関する基準	設備、非常災害対策、運営規程、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、管理者の責務等に関する基準
指定障害者支援施設等	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等（守秘義務等）等に関する基準	該当なし	設備、非常災害対策、運営規程、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、サービス管理責任者の責務等に関する基準
障害福祉サービス事業者（療養介護、生活介護、自立訓練等）	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等（守秘義務等）等に関する基準	利用定員、施設規模に関する基準	設備、非常災害対策、運営規程、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、サービス管理責任者の責務等に関する基準
障害者支援施設	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等（守秘義務等）等に関する基準	利用定員、施設規模に関する基準	構造設備、非常災害対策、運営規程、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、サービス管理責任者の責務等に関する基準
地域活動支援センター	職員配置、人権に直結する運営基準等（守秘義務等）等に関する基準	利用定員、施設規模に関する基準	設備、非常災害対策、運営規程、衛生管理、苦情解決等に関する基準
福祉ホーム	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等（守秘義務等）等に関する基準	利用定員、施設規模に関する基準	構造設備、非常災害対策、運営規程、衛生管理、苦情解決等に関する基準
指定障害児通所支援の事業者等	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等（守秘義務等）等に関する基準	利用定員、施設規模に関する基準	設備、非常災害対策、運営規程、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、管理者の責務等に関する基準
指定障害児入所施設等	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等（守秘義務等）等に関する基準	該当なし	設備、非常災害対策、運営規程、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、児童発達支援管理責任者の責務等に関する基準
児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）	職員配置、居室等面積等に関する基準	該当なし	設備、関係機関との連携等に関する基準

### 3 県で定める独自基準について

厚生労働省令で定められた基準の内容について、サービス利用者の利便性の向上やサービス事業者の事業運営に与える影響の視点及び基準に係るこれまでの県への意見等を踏まえて検討し、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする予定であること（独自基準は、設けない。）。

パブリックコメント等により寄せられた意見

	意見	検討結果（県の考え方）
1	<p>【障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等】</p> <p>グループホーム等事業について、先駆的に且つ積極的に推進し全国的にも評価の高い岩手県として、障がい者の地域生活について一歩踏み込み、障がい者の高齢化や重度化、親亡き後のケアをも考慮しケアハウス、グループホームのあり様を含め、地域における居住のあり方について岩手県独自の政策を検討されたい。</p>	<p>条例では、事業所の人員、設備、運営の基準を定めることとされており、地域における居住のあり方について、条例案に基準として規定することは困難であると考えています。いただいた御意見については、今後の本県における施策の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>【障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等】</p> <p>送迎サービス事業について、24年度から送迎加算となったが加算対象の考え方に一部不徹底が見受けられる。具体的には、「自宅から施設までという原則に拘り、最寄りの駅から施設までは認められない」という地域もあるとのこと。岩手県の県土、地域性を考慮し、駅から施設までの送迎も加算対象と認められたい。</p>	<p>条例では、事業所の人員、設備、運営の基準を定めることとされており、厚生労働省の告示で定められているサービス提供等に係る報酬を定めることは、想定していません。いただいた御意見については、今後、国へ要望するなど、適切に対応させていただきます。</p>
3	<p>【障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等】</p> <p>職員の常勤換算方式は、施設サービスの維持、向上の妨げとなっている。職員配置の問題を考えれば、報酬単価を含め財政面の担保が必要となることは理解しているつもりだが、知識とスキルを必要とする施設現場には「職員常勤換算方式」はそぐわないと思う。検討をお願いしたい。</p>	<p>職員の常勤換算方式については、厚生労働省令による「従うべき基準」であるため、条例案に県独自基準として規定することは困難であると考えています。</p>

4	<p>【障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等】</p> <p>「東日本大震災復興支援」として、直接事業所を支える制度が必要。今回の「障がい福祉復興支援事業」は統計的な数値や利用者・事業所ニーズ、マニュアル等調査が中心であるので、岩手県としては、更に基盤整備の手段として、事業所や職員が元気で働ける職場であるためには、事業所規模に応じた給付費の加算が必要。職員はマンパワーの発揮どころか、疲弊している。障がい協・知福協の合同活動では職場研修講師や生活支援員の派遣等の事業を実施する予定であるが、今後職員が意欲を持って働ける職場でなければ、基盤整備などできない。基盤は人づくり（資質の向上）。岩手独自に、（職員配置を厚くできるように）支援員加算やスキルアップ加算等を検討し、事業所の基盤整備の推進をしていただきたい。（例えば「岩手県障がい福祉復興支援員等加算」という名称はどうか。）</p>	<p>条例では、事業所の人員、設備、運営の基準を定めることとされており、厚生労働省の告示で定められているサービス提供等に係る報酬を定めることは、想定していません。いただいた御意見については、今後、国へ要望するなど、適切に対応させていただきます。</p>
---	--	--



## 地域主権改革一括法の制定に伴う社会福祉施設等の基準を定める条例について（児童家庭課所管分）

### 1 制定条例

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（障がい児施設に関する部分を除く。）  
 (2) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 2 条例で定める基準等について

条例の種類	基準の区分		
	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 対象施設 助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所・児童厚生施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> <li>・児童の適切な処遇に直結する運営基準</li> <li>・守秘義務</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備基準</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・衛生管理に関する基準</li> <li>・健康管理の基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>・入所者の処遇記録の整備</li> <li>・苦情解決に関する基準</li> </ul>
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置基準</li> <li>・居室等の面積基準</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備基準</li> <li>・非常災害対策に関する基準</li> <li>・衛生管理に関する基準</li> <li>・健康管理の基準</li> <li>・運営規程の策定</li> <li>・入所者の処遇記録の整備</li> <li>・苦情解決に関する基準</li> </ul>

### 3 県で定める独自基準について

厚生労働省令で定められた基準の内容について、サービス利用者の利便性の向上やサービス事業者の事業運営に与える影響の視点及び基準に係るこれまでの県への意見等を踏まえて検討し、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする予定であること（独自基準は、設けない。）。

パブリックコメント等により寄せられた意見

	意見	検討結果（県の考え方）
1	<p><b>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】</b></p> <p>保育所の職員配置について、児童に対する保育士の割合を現行の基準以上にしていきたい。</p>	<p>上乘せ基準を設けることは、各施設に、新たに職員配置、設備整備を求めることなどが生じます。本条例は、最低限守るべき基準を定めるものであることから、国が定める省令に従って規定したいと考えています。</p> <p>なお、県では、国に対して、児童に対する保育士の割合について基準を引き上げるよう要望しているところです。</p>
2	<p><b>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】</b></p> <p>保育所の設備基準について、児童1人当たりの面積を現行の国基準以上にしていきたい。</p>	<p>上乘せ基準を設けることは、各施設に、新たに職員配置、設備整備を求めることなどが生じます。本条例は、最低限守るべき基準を定めるものであることから、国が定める省令に従って規定したいと考えています。</p>
3	<p><b>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】</b></p> <p>居住地に応じて児童の環境に格差が生じることがないように、全国に通用する基準としていただきたい。</p>	<p>地域主権改革一括法は、地方公共団体の自主性を強化し、自由度の拡大を図ることを目的に制定され、これまで国が一律に省令で定めていた施設・公物の設置管理基準を都道府県や中核市等が地域の実情に応じて国が定める省令に従い、又は、省令を参酌し条例で定めることとされたものであり、画一的に全国統一の基準とすることは困難であると考えています。</p>
4	<p><b>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】</b></p> <p>東日本大震災の教訓を生かすために非常災害に対応すべく施設及び訓練について条例化する際には、火災、地震、津波等を想定したという文言を入れるなどして、あらゆる災害に対応できるものとしていただきたい。</p>	<p>国が定めている省令で規定している「非常災害」には、火災、地震、津波等あらゆる災害が含まれていることから、省令に従って規定したいと考えています。</p> <p>なお、各施設に対しては、東日本大震災津波の災害を踏まえ、計画等を見直すよう指導していきます。</p>
5	<p><b>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】</b></p> <p>条例の条文については、利用者と施設が分かりやすいように制定していただきたい。</p>	<p>条文については、条例審査担当課と協議しながら作成することとなりますが、できるだけ分かりやすい規定となるよう努めるとともに、利用者や事業者の方々も御理解いただけるよう情報提供に努めます。</p>

6	<p>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】</p> <p>中核市に設置されている施設についての基準についても、県の条例で規定する必要があるのではないか。</p>	<p>児童福祉法第 59 条の 4 及び児童福祉法施行令第 45 条第 2 項、地方自治法施行令 174 条の 49 の 2 により、中核市が処理することとされている事務については、当該中核市において条例を制定することとされています。</p>
7	<p>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員処遇について、人材の確保、維持するために運営費の改善をしていただきたい。</li> <li>・保護者の育児不安などをなくすため、保育の質の確保をお願いしたい。</li> <li>・省令より、子ども達が良い環境で保育できるようお願いしたい。</li> </ul>	<p>いただいた御意見については、直接条例に関わってくる事項ではありませんでしたが、今後、施策を進めるうえで、参考とさせていただきます。</p>